

環境基準設定水域

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

水	域	該当 類型	基準 達成 期間	環境基準点	告示年月日等
利根川上流(1)	谷川橋から上流	AA	イ	広瀬橋	昭和47年4月6日 環境庁告示第7号
〃 (2)	谷川橋から久呂保橋まで	A	イ	月夜野橋	
〃 (3)	久呂保橋から群馬大橋まで	A	ロ	大正橋 群馬大橋	
〃 (4)	群馬大橋から坂東大橋まで	A	イ	福島橋	
利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	坂東大橋 利根大堰	昭和46年5月25日 閣議決定
渡良瀬川上流	足尾ダムから赤岩用水取水口まで	A	イ	高津戸 赤岩用水取水口	昭和45年9月1日 閣議決定
渡良瀬川(1)	赤岩用水取水口から桐生川合流点まで	A	イ	赤岩用水取水口	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
渡良瀬川(2)	桐生川合流点から袋川合流点まで	A	イ	葉鹿橋	平成22年9月24日 環境省告示第46号
渡良瀬川(3)	袋川合流点から新開橋まで	B	ハ	渡良瀬大橋	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
神流川(1)	入沢谷川合流点から上流	A	イ	森戸橋	
神流川(2)	入沢谷川合流点から笹川合流点まで	A	ロ	藤武橋	
神流川(3)	笹川合流点から烏川合流点まで	A	イ	神流川橋	平成15年3月27日 環境省告示第35号
桃の木川	全域	B	ロ	筑井橋	昭和46年5月25日 閣議決定
広瀬川	荒砥川及び粕川を除く全域	B	ロ	中島橋	
荒砥川	全域	A	ロ	奥原橋	
粕川	全域	A	ロ	保泉橋	
早川上流	両毛線鉄橋から上流	A	ロ	早川橋	
早川下流	両毛線鉄橋から利根川合流点まで	B	ロ	前島橋	
石田川上流	大川との合流点から上流	A	ロ	大川合流前	
石田川下流	大川との合流点から利根川合流点まで	B	ロ	古利根橋	
休泊川	全域	C	ロ	泉大橋	
赤谷川	全域	AA	イ	小袖橋	平成22年3月26日 群馬県告示第97号
片品川上流	太田橋（鎌田）から上流	AA	イ	桐の木橋	昭和48年3月6日 群馬県告示第138号
片品川下流	太田橋から利根川合流点まで	AA	イ	二恵橋	平成22年3月26日 群馬県告示第97号
烏川上流	森下橋（上里見）から上流	AA	イ	烏川橋	
烏川下流	森下橋から利根川合流点まで	B	ロ	岩倉橋	昭和48年3月6日 群馬県告示第138号
碓氷川上流	鉾泉橋（磯部）から上流	A	イ	中瀬橋	
碓氷川下流	鉾泉橋から烏川合流点まで	B	ロ	鼻高橋	昭和48年3月6日 群馬県告示第138号
鐺川	全域	A	ロ	鐺川橋	
井野川上流	早瀬川合流点から上流	B	ロ	浜井橋	平成7年11月14日 群馬県告示第682号
井野川下流	早瀬川合流点から烏川合流点まで	C	イ	鎌倉橋	

					号
桐生川上流	観音橋（梅田一丁目）から上流	A	イ	観音橋	昭和48年9月11日 群馬県告示第522号
桐生川下流	観音橋から渡良瀬川合流点まで	B	ハ	境橋	
矢場川	全域	C	ロ	落合橋	
谷田川	全域	C	ロ	合の川橋	
鶴生田川	全域	C	ロ	岩田橋	
吾妻川上流	陣出橋から上流	A	イ	新戸橋	平成6年3月25日 群馬県告示第206号
吾妻川下流	陣出橋から利根川合流点まで	A	イ	吾妻橋	

- (注) 1 「イ」は、環境基準を直ちに達成
2 「ロ」は、環境基準を5年以内で可及的速やかに達成
3 「ハ」は、環境基準を5年を越える期間で可及的速やかに達成
4 吾妻川に係るpHについては、当分の間適用しない。
5 井野川下流の当初の指定はD-ロ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
6 神流川（3）の当初の指定はB-イ（昭和48年3月31日環境省告示第21号）
7 赤谷川の当初の指定はA-イ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
8 片品川下流の当初の指定はA-イ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
9 烏川上流の当初の指定はA-イ（昭和48年3月6日群馬県告示第138号）
10 渡良瀬川（2）の当初の指定はB-ロ（昭和48年3月31日環境省告示第21号）

イ

水	域	該当 類型	基準 達成 期間	環境基準点	告示年月日等
利根川上流	坂東大橋より上流	生物A	イ	広瀬橋 月夜野橋 大馬島橋 福止大橋	平成21年3月31日 環境省告示第14号
利根川中・下流	坂東大橋より下流	生物B	イ	坂東大橋 利根大堰	
渡良瀬川上流(1)(2)	袋川合流点より上流	生物A	イ	高津戸 赤岩用水取水口 葉鹿橋	
渡良瀬川(3)(4)	袋川合流点より下流	生物B	イ	渡良瀬大橋	
神流川	全域	生物A	イ	森戸橋 藤武川橋 神流川橋	
桃の木川	全域	生物B	イ	筑井橋	平成22年3月12日 群馬県告示第71号
広瀬川	全域	生物B	イ	中島橋	
荒砥川	全域	生物B	イ	奥原橋	
粕川	全域	生物B	ハ	保泉橋	
早川	全域	生物B	ロ	早川橋 前島橋	
石田川	全域	生物B	イ	大川合流前橋 古利根橋	
休泊川	全域	生物B	ロ	泉大橋	
赤谷川	相俣ダム（赤谷湖）を除く 全域	生物A	イ	小袖橋	
片品川	蘭原ダム（蘭原湖）を除く 全域	生物A	イ	桐の木橋 一恵橋	
烏川上流	森下橋（上里見）より 上流	生物A	イ	烏川橋	
烏川下流	森下橋より利根川合流 点まで	生物B	ロ	岩倉橋	

碓氷川上流	鉱泉橋（磯部）より上流	生物A	イ	中瀬橋	
碓氷川下流	鉱泉橋より烏川合流点まで	生物B	ロ	鼻高橋	
鐺川上流	比佐里橋より上流	生物A	イ	只川橋	
鐺川下流	比佐里橋より下流	生物B	イ	鐺川橋	
井野川	全域	生物B	イ	浜鎌井倉橋	
桐生川	桐生川ダム（梅田湖）を除く全域	生物A	イ	観音橋	
谷田川	全域	生物B	イ	合の川橋	
鶴生田川	全域	生物B	イ	岩田橋	
吾妻川	全域	生物A	イ	新吾妻橋	
矢場川	全域	生物B	イ	落合橋	平成22年9月24日 群馬県告示第273号

- (注) 1 「イ」は、環境基準を直ちに達成
2 「ロ」は、環境基準を5年以内で可及的速やかに達成
3 「ハ」は、環境基準を5年を越える期間で可及的速やかに達成
4 広瀬川の水域は「全域」としているが、アの表に掲げる水域と同一の水域を示す。

(2) 湖沼
ア

水	域	該当類型	基準達成期間	環境基準点	告示年月日等
赤城大沼	全域	湖沼A	ロ	湖心	昭和48年9月11日 群馬県告示第522号
榛名湖	全域	湖沼A	イ	湖心	
尾瀬沼	全域	湖沼A	イ	湖心	昭和56年4月10日 群馬県告示第250号
矢木沢ダム (奥利根湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	平成15年3月27日 環境省告示第35号
奈良俣ダム (ならまた湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	
藤原ダム (藤原湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	
草木ダム (草木湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	
下久保ダム (神流湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	
相俣ダム (赤谷湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	
蘭原ダム (蘭原湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	平成17年3月29日 群馬県告示第228号
桐生川ダム (梅田湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	
須田貝ダム (洞元湖)	全域	湖沼A	イ	湖心	平成21年3月31日 環境省告示第14号

- (注) 1 「イ」は、環境基準を直ちに達成
2 「ロ」は、環境基準を5年以内で可及的速やかに達成
3 尾瀬沼の水質汚濁状況の把握にあたっては、当該水域の特殊性から生物化学的酸素要求量についても併せて考慮するものとする。
イ

水	域	該当類型	基準達成期間	環境基準点	告示年月日等
赤城大沼	全域	II	ロ	湖心	昭和61年12月26日

榛名湖	全域	Ⅱ	ロ	湖心	群馬県告示第935号
矢木沢ダム (奥利根湖)	全域	Ⅱ	イ	湖心	平成15年3月27日 環境省告示第35号
奈良俣ダム (ならまた湖)	全域	Ⅰ	イ	湖心	
藤原ダム (藤原湖)	全域	Ⅱ	イ	湖心	
草木ダム (草木湖)	全域	Ⅲ	イ	湖心	
下久保ダム (神流湖)	全域	Ⅲ	イ	湖心	
相俣ダム (赤谷湖)	全域	Ⅱ	イ	湖心	
藪原ダム (藪原湖)	全域	Ⅲ	イ	湖心	
桐生川ダム (梅田湖)	全域	Ⅲ	イ	湖心	
須田貝ダム (洞元湖)	全域	Ⅱ	ニ	湖心	平成21年3月31日 環境省告示第14号

- (注) 1 全窒素については、当分の間適用しない。
2 「イ」は、環境基準を直ちに達成
3 「ロ」は、環境基準を5年以内で可及的速やかに達成
4 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成。
須田貝ダムの平成25年度までの暫定目標は、全窒素0.29mg/l、全リン0.018mg/l。

ウ

水域		該当類型	基準達成期間	環境基準点	告示年月日等
矢木沢ダム (奥利根湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	平成21年3月31日 環境省告示第14号
奈良俣ダム (ならまた湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
藤原ダム (藤原湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
草木ダム (草木湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
下久保ダム (神流湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
赤城大沼	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
榛名湖	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
相俣ダム (赤谷湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
藪原ダム (藪原湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
桐生川ダム (梅田湖)	全域	湖沼生物A	イ	湖心	
尾瀬沼	全域	湖沼生物A	イ	湖心	平成22年12月17日 群馬県告示第345号

- (注) 1 「イ」は、環境基準を直ちに達成